

評価対象種の基本的条件

哺乳類の評価対象種の基本的条件

- ・種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。
- ・亜種の取扱いは以下のとおりとする。これは、本見直しにおける評価の妥当性を担保する為の措置である。
 - ① 異なる陸塊（又は島嶼群）に分布するなど、分布範囲が明瞭な亜種については評価対象分類群として取り扱う
 - ② 一つの陸塊内に、分布境界が不明瞭な複数亜種がある場合には、それぞれを評価対象分類群として扱わず、記載年がより古い亜種に統合する
 - ③ 最新の研究成果から、亜種に分けることが妥当と考えられるものについては、別亜種として取り扱う
 - ④ 最新の研究成果から、亜種に分けることが妥当でない事が明らかなものについては、亜種を評価対象分類群として取り扱わない
- ・海外から導入された種及び国内他地域から導入された個体群は対象から除く。ただし、導入かどうかの判断が困難な場合は対象とする。
- ・純海産種は対象外だが、主に浅海域に依存するジュゴンは対象とする。